

我が国国民に対するカザフスタンの査証免除について

平成28年12月
在カザフスタン日本国大使館

1 日本の一般旅券所持者に対する措置

(1) カザフスタン外務省の発表により、2017年1月1日より、最大30日間、無査証でカザフスタンに滞在することが可能となります。

(2) 滞在登録に関しては、入国審査時に30日までの滞在登録手続きが行われるため、別途の滞在登録は不要です。

(3) 30日を超えた滞在の場合は、査証の取得が必要となります。詳細は、東京のカザフスタン共和国大使館（電話：03-3589-1821）までお問い合わせ下さい。

【滞在中の注意事項】

●入国時に記入する入国カード(immigration card)は、出国時に必要となりますので、紛失しないようにして下さい。

●外国人は身分証明として旅券の常時携帯が求められていますので、ご注意下さい。

2 日本の外交・公用旅券所持者に対する措置

別途の取極めにより、2017年1月1日より、日本の外交・公用旅券所持者は、外交・公用目的の場合は外交・公用活動を行う期間、それ以外の目的の場合は最大30日間（延長には手続きが必要）、カザフスタンに無査証で滞在できることになりました。

※カザフスタンの外交・公用旅券所持者に対する査証免除については、以下の大使館のロシア語版ホームページをご確認下さい。

https://www.kz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000296.html

(了)